

古賀市教育大綱

— 教育立市こが —



CGによる金銅製飾り金具の復元（九州国立博物館提供）

平成29年4月

福岡県古賀市

目 次

はじめに	1
1 古賀市教育の基本理念	2
2 大綱策定の趣旨	2
3 大綱の基本目標	3
(1) 未来をたくましく生きる児童生徒を育成する学校教育の充実.....	3
(2) 確かな学力、豊かな心を育む学校づくりと、安心して学べる環境の充実...	3
(3) 人権尊重意識を高める学校・社会教育の推進.....	4
(4) 生涯学習推進ゾーンを有効活用した社会教育活動の充実.....	4
(5) 生涯学習機会の提供や、相互に学びあう環境づくりの促進.....	4
(6) 市民の特色ある文化芸術活動の振興.....	5
(7) 健康スポーツライフの振興.....	5
(8) 文化財と地域固有の歴史・伝統の保存と次世代への継承.....	6
(9) 社会全体で共働した青少年の健全育成事業の充実.....	6

はじめに

我が国の社会の構造的な変化、予測できない世界情勢・経済状況の変化の中で、次代を担う子どもたちには、様々な問題や危機に対処しこれらを乗り越えるための学力、体力、豊かな心を総合的に育成することが、これまで以上に求められています。また人々の価値観が多様化する中で、生涯学習が持つ本質的な意味や力を市民の皆さまと共有し、さまざまな人や団体が育ちあい、つながりあう地域社会を創造する生涯学習社会の推進をめざす必要があります。

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成27年4月から新しい教育委員会制度が施行されました。この改正法においては、市長と教育委員会の連携強化を図るため、市長と教育委員会をもって構成する「総合教育会議」を開催し、その地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の協議・調整を行い、その目標や施策の根本となる方針を定めることが義務付けられました。

このことを受けて、本市では総合教育会議を開催し、第4次古賀市総合振興計画（平成24年度～平成33年度）に即した、「古賀市教育大綱」を策定しました。今後の本市における教育の目標、重点的に取り組む施策を掲げ、恵まれた自然や貴重な歴史遺産、先人が築いてきた文化・風土を大切にし、人を中心にした「教育立市こが」の一層の振興につながるよう、市長部局と教育委員会が一体となって取り組んでまいります。

平成29年4月

古賀市長 中村隆象

1 古賀市教育の基本理念

古賀市の教育については、基本理念として「こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり」を掲げています。

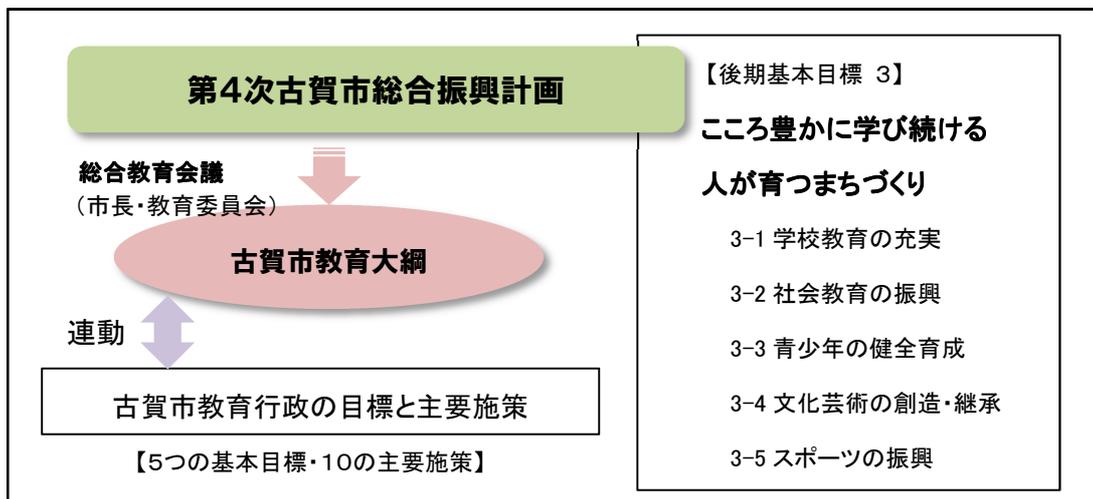
この理念に基づき、地域・家庭・学校の連携・協力のもと、ふるさと古賀を愛し、地域の課題解決に意欲と責任をもって学び続け、人権尊重の精神を基底とし、ふるさとの自然と文化に誇りをもち、こころ豊かで創造性・協調性に富む人が育つ、教育の充実を図ります。

子どもたちの「生きる力」を育むために、コミュニケーション能力の育成を一層重視するとともに、これまで市独自に積み上げてきた、一人ひとりの児童生徒にきめ細かく対応するための諸施策の充実を図り地域や家庭と連携しながら、心身ともにこころ豊かで健やかな子どもの育成をめざした、一人ひとりに平等で機会均等な教育を推進します。

生涯学習の総合的な活動拠点となる生涯学習推進ゾーンの機能充実と体制の整備に努め、古賀市の誇れる文化財と歴史遺産の保存、次世代への継承及び特色ある文化芸術活動の創造をめざして市民活動を支援するとともに、市民の生き生きとした健康スポーツライフを推進します。

2 大綱策定の趣旨

教育大綱は「第4次古賀市総合振興計画」の基本方針に即し、教育委員会が策定する「教育行政の目標と主要施策」と連動して、古賀市の教育がめざす方針を示した計画となるものです。福祉、地域振興などの一般行政と密接に連携させながら、教育行政の総合的な推進を図ります。



3 大綱の基本目標

第4次古賀市総合振興計画に基づき、以下9つの目標の実現を図ります。

(1) 未来をたくましく生きる児童生徒を育成する学校教育の充実

次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むために、知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた力を育成していきます。具体的には、表現力や理解力等の教科の学力、志をもってねばり強く学習に取り組む力や家庭学習ができるなどの学ぶ意欲、挨拶ができることや人を大事にすること、思いやりなどの社会性、運動に親しみ健康に過ごせる体力を育成します。そして、これらの基盤となる食に関する指導の充実を図り、自立した人間として他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な能力を育てていきます。

また、学校のみならず、古賀市の「ひと・もの・こと」を活用し、地域と連携したキャリア教育を推進し、地域に根ざして未来をたくましく生きる児童生徒を育成する学校教育の充実に努めます。

(2) 確かな学力、豊かな心を育む学校づくりと、安心して学べる環境の充実

確かな学力、豊かな心を育む学校づくりと安心して学べる環境のためには、教師が子どもと向き合う環境づくりが不可欠です。そこで、市独自で少人数学級対応講師の配置を行い、原則として全小中学校35人以下学級を実施し、不登校・いじめ等を未然に防ぐ対応を定着させ、学力向上を図っていきます。

また、小1プロブレム対策学級補助員、学習支援アシスタント、心の教室相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育も含めた相談・支援体制を推進し、一人ひとりに対応したきめ細かな指導体制を維持していきます。

さらに、中学校区ごとの校区連絡協議会による小中連携教育や中学校2年生を対象に5日間にわたる職業体験を行う「ドリームステージ」、小中学生にプロの講師による「接遇マナー研修」の実施、小中学生読書リーダー養成による読書活動、食育の一環として全小中学校において土曜参観等を利用した「弁当の日」を実施します。

学校施設においては学校施設長寿命化計画の策定と空調設備導入に向けた研究を進めます。また、制服のリユースや数のおけいこセットの市費購入等の教育費負

担軽減や高等学校等入学支援金制度の充実による子育て支援など、確かな学力、豊かな心を育む学校づくりと安心して学べる環境の充実を図っていきます。

(3) 人権尊重意識を高める学校・社会教育の推進

学校教育においては、各種研修会の中に人権学習を位置づけるとともに、各校での校内研修においても研修を実施しています。

「いのち輝くまち☆こが」では、毎年、小中学生による人権作文の朗読や、全体会・分科会で小中学校が実践報告を行うなど、市民と交流しながら人権教育の充実を図っていきます。

さらに、中学校区ごとに作成している人権教育副読本「いのちのノート」を活用した授業研修を実施し、授業改善に努めるとともに副読本を改編しながら、実践を通して教師の人権感覚、人権意識を高めていきます。

また、社会教育においても、各種会議や講座、関係団体の指導者研修で人権に関する内容を取り入れ、市民の一層の教育啓発に努めます。

(4) 生涯学習推進ゾーンを有効活用した社会教育活動の充実

リーパスプラザこが、市民グラウンド、市民体育館等を含む一帯を生涯学習推進ゾーンとして位置づけ、古賀市の生涯学習の総合的な拠点として、多くの市民の社会教育活動を支援する環境を提供します。

新たに交流館を加えた生涯学習推進ゾーンとして、中央公民館、図書館、歴史資料館、交流館が一体となり、各施設間の効率的な連携と有効利用を図り、新たな人の流れを生み出すとともに、市民が気軽に立ち寄り、学習活動を行い、他の活動団体や人々と交流し、相互に学びあう環境づくりに努め、学習成果を生かす場として、利用促進を図ります。また、国際化・多様化する社会教育活動の広がりを支援していきます。

(5) 生涯学習機会の提供や、相互に学びあう環境づくりの促進

社会情勢の変化に伴い、少子高齢化や雇用・環境問題などさまざまな問題が生じています。生涯学習は人間の生涯にわたって行われるものであり、人生の各段階で

の課題や必要性に応じて学んでいくことが必要です。一人ひとりが充実した豊かな人生を送るうえで必要な学習機会は、経済的・社会的な事情に関わらず誰もが等しく与えられなければなりません。

生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習できるよう、学習機会の充実を図るとともに、それぞれの持っている価値をお互いに共有しあい、対話を重ね、そこからさらに新しい価値を生み出すことを大切にした、学びの場づくりを常に意識しながら、環境づくりを進めていきます。

(6) 市民の特色ある文化芸術活動の振興

文化芸術をいかして人やまちを元気にすることを目的として、平成26年度に策定した「古賀市文化芸術振興計画」に基づき、これまでの文化芸術振興の形である、行政が提供したものを市民が利用する「行政完結型」から、市民が主体となって文化芸術活動を行う「市民共働型」への転換を行っていきます。そのために、同計画アクションプランにおいては、「古賀市の個性を起こす」、「古賀市の新しい魅力を興す」、「誇りをおこす」という3つのおこすをキーワードに、市民・団体・行政のそれぞれの担う役割を定めています。

また、幼少期、学生、子育て世代、シニア世代など全ての人にとって文化芸術が身近に楽しめるまちをめざして、学校・企業・地域と協力し、子どもたちが文化芸術に興味をもつ機会やシニア世代が活躍できる学びの場を提供するなど、地域の人材を活用しながら、全ての市民が文化芸術を楽しく、身近なものに感じられるよう、市民・団体・行政が一体となって文化芸術活動の振興を行っていきます。

(7) 健康スポーツライフの振興

社会情勢の急激な変化等により、老若男女問わず日常生活において体を動かす機会が減少しています。市民が、生涯にわたり誰もが健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう市では、「スポーツで市民みんなが、明るく元気に交流しあう都市こが」を基本理念に掲げた、古賀市スポーツ振興基本計画を策定しています。

この計画では、「スポーツ関連団体及び学校や地域との連携による子どもにとって魅力ある体を動かす場の提供」、「多様なスポーツ活動の推進による成人のスポーツ実施率の向上」、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも 気軽にスポーツを実施できるような環境の整備」を3本柱に据えた事業の推進を行っており、今後

もこれを元に多彩な事業を展開していきます。

(8) 文化財と地域固有の歴史・伝統の保存と次世代への継承

平成28年10月に国史跡に指定された船原古墳は学術的評価が高く、出土品は内容の豊かさから国の内外からも注目を集めており、九州歴史資料館との共同研究により全容解明に努めています。

船原古墳を古賀市の宝として次世代へ受け継いでいくために、計画的な保存・整備・公開活用を進め、遺跡は船原古墳と一体的に整備し、史跡公園として機能するよう各種計画の策定を行います。

歴史資料や民俗資料、及び考古資料などの文化財は、貴重な市民共有の財産として保存するとともに、市史編さんの準備など、次世代への継承に取り組みます。

歴史の薫り豊かなまちづくりや文化観光へと活用・発展させるため、文化財の保存と活用を推進します。

(9) 社会全体で共働した青少年の健全育成事業の充実

青少年の「生きる力」を育むとともに、多様化する青少年問題に対応するため、家庭や地域、学校など社会全体で共働し、青少年の健全育成に取り組むための事業を推進します。

そのために、関係する団体・機関等と連携して、青少年の自主性と協調性を養い、こころ豊かにたくましく生きることを目的とした体験活動や「通学合宿」、児童館における居場所づくりなどを推進します。また、青少年を取り巻く社会・生活環境の変化に伴う、青少年や保護者からの相談に対応するため、地域や学校との連携を深め、青少年の悩み相談や非行予防、環境浄化、啓発の推進に取り組みます。

発行者/ 古 賀 市

〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号

電話：092-942-1131（教育総務課）

FAX：092-944-5794

Eメールアドレス：kyoikus@city.koga.fukuoka.jp

発行日/ 平成29（2017）年4月